

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況								
(1) 資格取得状況								
① 前年度の修了者数	10	人						
② ①に係る教育訓練の入講者数	10	人						
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%			
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%			
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	3	人						
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	7	人					就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。								
(2) 受講修了者による講座の評価等								
① 回答者総数		7	人					
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	5	人				②A: 就業者計	6人
	2 非正社員、派遣社員	1	人					
	3 その他の就業(自営業等)		人					
	4 非就業	1	人	②B: 非就業者計				
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	3	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)			6人	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	3	人					
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人					
④ 受講後の就業形態	1 正社員	7	人	④A: 就業者計	7人			
	2 非正社員、派遣社員	0	人					
	3 その他の就業(自営業等)	0	人					
	4 非就業者	0	人				④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	7人			
	2 1割以上3割未満増加した	3	人					
	3 1割未満増加した	0	人					
	4 変わらない	2	人					
	5 1割未満減少した	1	人					
	6 1割以上3割未満減少した	1	人					
	7 3割以上減少した	0	人					
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	6	人	⑥の回答数合計				
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人					
	3 社内外の評価が高まる	1	人					
	4 早期に転職・再就職できる	1	人					
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	2	人					
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人					
	7 趣味・教養に役立つ	0	人					
	8 その他の効果	2	人					
	9 特に効果はない	0	人					
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	1人			
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人					
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人					
	4 就職していない	0	人					
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	2	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	7人			
	2 おおむね満足	5	人					
	3 どちらとも言えない	0	人					
	4 やや不満	0	人					
	5 大いに不満	0	人					
(2) 受講修了者による講座の評価等								
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)								
修了者はNPとして各医療機関で活躍している。								
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法								
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	診療看護師(NP)に求められる能力に応じた修了試験(筆記試験)を実施している。試験内容は日本NP教育大学院協議会から示されるNP資格認定試験の試験要領に沿った出題内容を見なすものとしている。							
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数								

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法																				
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各科目の単位取得の合格基準を80点以上とする。1年次末に実施する進級試験は合格基準8割で2年次に進級できる。また2年次は実習前試験(筆記・実技)で8割以上取得者が実習を履修できる。全単位を取得した者は修了試験8割以上を合格基準とし修了を認める。																			
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの各科目での筆記試験および技術試験、実習における観察評価を実施している。到達度の低い学生は、個別指導の上、再試験を実施し到達度の確認をする。																			
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	修了要件となる55単位の科目を全て取得すること、および修了試験に合格すること(合格基準8割以上)																			
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	診療看護師(NP)に求められる能力に応じた修了試験(筆記試験)を実施している。試験内容は日本NP教育大学院協議会から示されるNP資格認定試験の試験要領に沿った出題内容を見たものとしている。																			
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																				
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	課題研究については指導教員・副指導教員各1名を置いて、研究に必要な助言等を行う。NPコースを運営するNP担当教員をおき、受講生の学習状況、習得状況を把握し適宜、個別に助言や指導を実施する。																			
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	求人情報を得た段階で受講生に情報提供している。また受講生の就職希望等の相談にのり、進路決定の助言を行っている。																			
8. その他の事項																				
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	(代表者名: 麻原 きよみ) 公立大学法人 大分県立看護科学大学																			
住所及び連絡先	大分市大字廻栖野2944番地9		TEL 097-586-4300																	
施設名称及び施設長名	大分県立看護科学大学		(施設長: 麻原 きよみ)																	
住所及び連絡先	大分市大字廻栖野2944番地9		TEL 097-586-4300																	
苦情受付者	氏名 神崎正太 所属 教務学生グループ	事務担当者	氏名 神崎正太 所属 教務学生グループ																	
連絡先	TEL 097-586-4300	連絡先	TEL 097-586-4300																	
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,403,600 円																	
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		332,000 円																	
① 一括払			② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)																	
② 分割払	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">1,071,600 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第1期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第2期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第3期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第4期</td> <td style="text-align: right;">267,900 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table>					1,071,600 円	第1期	267,900 円	第2期	267,900 円	第3期	267,900 円	第4期	267,900 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 円)	
					1,071,600 円															
第1期					267,900 円															
第2期					267,900 円															
第3期			267,900 円																	
第4期	267,900 円																			
第5期	円																			
第6期	円																			
(うち、必須教材費 円)																				
③ 両方可能 ※ 1 入学料は入学手続き期 受講料は期毎に支払い																				
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		円																		
① 任意の教材費(税込額)		円																		
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		円																		
③ 施設維持費(税込額)		円																		
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		円																		
3. 総額 (1+2) (税込額)		1,403,600 円																		

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

別紙カリキュラム表

	科目	単位	時間数	コマ数
共通科目	生体科学特論	2	24	16
	病態生理学特論	2	24	16
	フィジカルアセスメント学特論	2	24	16
	看護科学研究特論	2	24	16
	看護管理学特論	2	24	16
	看護倫理学特論	2	24	16
	看護政策論	2	24	16
特別研究	原書講読演習	2	32	16
	課題研究	3	45	24
専門科目	NP特論	1	12	8
	プライマリNP演習	1	30	8
	NP実践特論	2	24	16
	診察診断学特論	3	36	24
	アセスメント学特論	2	24	16
	臨床薬理学特論	3	36	24
	臨床薬理学演習	2	60	15
	医療安全実践演習	2	60	15
	特定行為実習	3	135	24
	NP探究セミナー	1	16	8
	老年/小児疾病特論	2	24	16
	老年/小児NP実習Ⅰ	8	360	14
	老年/小児NP実習Ⅱ	4	180	
	老年/小児NP実習Ⅲ	2	90	
	合計	55	1332	

カリキュラムとしては、修了に必要な単位以上を履修できるため、表は修了に必要な最低限基準を満たした履修モデルとして教育時間を計算。

なお、計算基準は以下の通り

講義1コマ=1.5時間

実習1単位=45時間

演習1コマ=30時間